

横浜市内建設関係団体の長

横浜市財政局公共施設・事業調整室長

## 本市工事における安全管理徹底のお願い

本市工事の各現場におかれましては、建設工事における安全管理、公衆・労働災害の防止について、平素より十分ご配慮いただいていることと思います。また、本市においても監督員をはじめとする職員が一丸となって工事事務防止に努めているところであります。

しかしながら、本年度は小柴貯油施設跡地における落下事故のほか、死傷者を伴う重大な事故が複数発生しました。また、事故発生には至らなかったものの、高所作業において足場管理や墜落防止対策を適切に行っていない事例が多く見受けられ、これまで以上に安全管理の徹底が必要となっております。

本市においては、工事に関係する全ての職員に対し、下記事項の周知徹底を図っているところですが、各建設関係団体の皆様におかれましても、下記事項について十分に周知をお願いするとともに、工事現場の安全管理に努めていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 《本市職員向けに注意喚起している内容》

#### 1 監督員による安全管理の徹底について

横浜市請負工事監督事務取扱規程等で定められた監督員の責務を改めて理解し、請負人による安全管理状況の確認を徹底すること。

また、法令等に反するなど不適切な状況が確認された場合には、請負人に対して事実確認を行うとともに速やかに適切な指導を行うこと。

#### 2 統括安全衛生管理義務者の指名について

労働安全衛生法第30条第2項に基づく統括安全衛生管理義務者の指名については、あらかじめ設計図書で明示<sup>※</sup>し、契約後に書面をもって指名すること。

※発注後に統括安全衛生管理義務者が必要となった場合は除く。

#### 《労働安全衛生法第30条第2項（要旨）》

工事発注者は、一の場所において行われる特定事業の仕事を二以上の元請に請け負わせている場合において、労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者として元請から統括安全衛生管理義務者を一人指名しなければならない。

#### 《 同法 第30条第1項（要旨）》

同一の場所において複数の関係者による作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- 1 協議組織の設置及び運営
- 2 作業間の連絡及び調整
- 3 作業場所の巡視
- 4 労働者の安全衛生教育に対する指導及び援助
- 5 工程に関する計画及び作業場所における機械・設備等の配置計画の作成、当該機械・設備等を使用する作業を行うにあたり講ずべき措置についての指導
- 6 労働災害を防止するため必要な事項